

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
<p>14 規則第14条の規定による注記については、次の点に留意する。 (削る)</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>14 規則第14条の規定による注記については、次の点に留意する。</p> <p><u>1</u> <u>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の財務諸表の作成に係る会計処理の原則及び</u> <u>手続を含むものとする。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	改正前
<p>70 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第70条に規定する1株当たり四半期純損益金額に関する注記及び規則第70条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン95の5の3の2(2)中「<u>普通株式増加数の主な内訳</u>」とあるのは「<u>普通株式増加数</u>」と、同(3)中「<u>その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数</u>」とあるのは「<u>前事業年度末から重要な変動がある場合にはその概要</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>70 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第70条に規定する1株当たり四半期純損益金額に関する注記及び規則第70条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。</p>

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
<p>78 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第78条に規定する1株当たり四半期純損益金額に関する注記及び第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン95の5の3の2(2)中「<u>普通株式増加数の主な内訳</u>」とあるのは「普通株式増加数」と、同(3)中「<u>その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数</u>」とあるのは「<u>前連結会計年度末から重要な変動がある場合にはその概要</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>78 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第78条に規定する1株当たり四半期純損益金額に関する注記及び第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。</p>